

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

早川河川漁業協同組合

(目 的)

第1条 この規則は早川河川漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい）の採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付業務等)

第2条 この漁場区域内で竿釣の漁具、漁法によって遊漁しようとする者はあらかじめ第7条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

(ア) 漁具・漁法	(イ) 規 模
さお釣り	使用竿 1人1本

- この漁場区域でえさ釣り、毛針釣り、友釣り、ルアー釣り、フライ釣り以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。ただし、あゆについては、えさ釣り、毛針釣り、友釣り以外では採捕してはならない。
- この漁場区域において早川橋橋台下流端から上流湯川橋橋台下流端までの区域は、6月1日から8月31日まで及び湯川橋橋台下流端から上流の区域は6月1日から7月31日までえさ釣りによってあゆを採捕してはならない。
- 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においては、採捕した魚の所持又は販売してはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭119番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3月1日から 5月31日まで
にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市風祭119番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地先前田橋下流端までの区域	10月15日から 1月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

なおこの漁場区域においては漁場管理上日没1時間後から日の出1時間前までの間は遊漁を禁止する。

ただし、宮城野地域においては日没1時間後から午前5時の間は遊漁を禁止する。

(ア) 魚 種	(イ) 期 間
やまめ	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで
にじます	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から1月31日まで ただし、箱根町宮城野地先3号えん堤天端下流端から10号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先3号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び10月15日から2月末日まで
あゆ	6月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで ただし早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域においては上記の期間及び12月1日から12月31日まで
うぐい	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から1月31日まで
おいかわ	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から1月31日まで
こい	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から1月31日まで

2. 前項の公示は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

(禁止区域)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

(ア) 区 域	(イ) 期 間
早川 箱根町湯本地先前田橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10月15日から12月31日まで
早川 早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11月30日まで
須雲川 早川合流点から上流畑宿宇湯本179番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(ア) 魚 種	(イ) 全 長
やまめ	12cm
にじます	
こい	18cm

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で組合が定める遊漁承認証取扱店、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するとき(一般売り)また遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間		遊 漁 料
やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい	さお釣り	1日	一般売り	1,300円
			現場売り	2,000円
		1年		10,000円

2. 前項の規定にかかわらず次表左欄にかかげる者の遊漁料は次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無 料
小学生	無 料
中学生(年 券)	第1項に規定する額の1/4に相当する額
中学生及び女性(日釣券)	第1項に規定する額の1/2に相当する額
身体障害者 (身体障害者福祉法第15条に基づき手帳を提示した者)	年券に限り 第1項に規定する額の1/2に相当する額

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の遊漁料を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

(1)承認期間

(2)魚種

(3)漁具・漁法

- (4)遊漁区域
- (5)遊漁料の額
- (6)注意事項
- (7)発行者名

2. 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 2. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4. 遊漁者は次に掲げる区域においては川底を攪拌してはならない。
早川の早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端にいたる区域。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2. 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1)氏名
- (2)有効期間
- (3)発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

- 1. この規則は令和5年9月1日から施行する。

芦之湖漁業協同組合
内共第5号第5種共同漁業權

遊 漁 規 則

芦之湖漁業協同組合

芦之湖漁業協同組合 遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は芦之湖漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という）において組合員以外の者に対する当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、いわな、ひめます、にじます、ブラウントラウト、うぐい、わかさぎ、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で餌及び疑似餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣りの漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第8条の規程による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 この漁場区域で第2条に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

2 この漁場区域で第2条に掲げる漁具漁法により遊漁する場合は、使用する釣り竿又は手釣り仕掛け及び曳縄釣り仕掛けは、1人合計2本以内とする。

3 この漁場区域で撒き餌、軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌を使用して遊漁してはならない。

(注) 軟質プラスチック製疑似餌：ワーム（プラスチックワーム）に代表される軟質プラスチックで造られた疑似餌。ミミズ型、小魚型、ザリガニ型、オタマジャクシ型、イモリ型など様々な形に造られたもの。

(注) 合成素材付け餌：天然素材で作られていない付け餌。（例えばパワーエッグなど）

4 この漁場区域でわかさぎ釣り及びひめます釣りを除き胴突釣り仕掛けを使用して遊漁してはならない。

5 この漁場区域で次のア欄に掲げる漁法によってイ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁 法	イ 期 間
岸からの餌を用いた手釣り、竿釣りで仕掛けの長さが竿先から1.5m未満のもの	3月1日から4月30日までの期間で組合が定め公示する期間 組合が定め公示する区域で、心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があり、船舶の利用に関して支障をきたすと組合が認めた者が遊漁する場合を除く
岸からの餌を用いた手釣り、竿釣りで仕掛けの長さが竿先から1.5m以上のもの	3月1日から5月31日まで
餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り	2月1日から2月末日まで
ひめますの胴突釣り仕掛けを使用した釣り	組合が定め公示する期間

6 この漁場区域で次のア欄に掲げる区域においてイ欄の漁法によってウ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面	餌を用いた手釣り、竿釣り	3月1日から 5月31日まで
箱根町元箱根 136 地先庭石と箱根町元箱根 134・3 地先の栈橋付根(北緯 35 度 12 分 22 秒、東経 139 度 01 分 02 秒)を結んだ線以東の湖面のうち組合が指定する区域	餌及び疑似餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り	10月1日から 11月30日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
やまめ、いわな、にじます、ブラウントラウト、ひめます	2月1日から12月31日までの期間で 組合が定め公示する期間
わかさぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス	3月1日から12月31日までの期間で 組合が定め公示する期間

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず次のア欄に掲げる区域において遊漁してはならない。

ア 区 域	百貫の鼻突端と立岩突端とを結んだ線以西の湖面
-------	------------------------

(夜間の遊漁禁止)

第6条 遊漁の時間は日の出1時間前から日没1時間後までとし、前記の時間以外の夜間の遊漁は禁止する。

2 日の出、日没の時間は芦ノ湖を基準として組合が定め、公示するものとする。

(全長及び採捕尾数制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない

ア 魚 種	イ 全 長
やまめ	18cm
いわな	18cm
ひめます	18cm
にじます	18cm
ブラウントラウト	18cm
こい	18cm
オオクチバス	25cm

2 次の表のア欄に掲げる魚種を漁場区域より持ち帰る尾数は、一日あたりイ欄に掲げる尾数までとする。

ア 魚 種	イ 尾 数
ます類	15尾
オオクチバス	5尾

(ます類とはやまめ、いわな、ひめます、にじます、ブラウントラウトをいい、尾数はこれらの合計尾数とする。)

(遊漁料の額および納付の方法)

第8条 第2条に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で、芦之湖漁業協同組合事務所(箱根町箱根561番地)、芦ノ湖水産センター(箱根町箱根184番地の1)、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)、その他組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき(一般売り)、または遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

漁具漁法	魚種	期間	遊漁料
手釣り	やまめ、いわな、ひめます、 にじます、ブラウントラウト、 わかさぎ、うぐい、おいかわ、 ふな、こい、オオクチバス	1日	一般売り 1,500円
竿釣り			現場売り 3,000円
曳縄釣り		1年	18,500円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規程にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

中学生、小学生および未就学の幼児		無料
身体障害者(身体障害者福祉法第15条に基づき手帳を提示したもの)	1日	一般売り 750円
		現場売り 1,500円
	1年	9,250円

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認期間
- (2)魚種
- (3)漁具・漁法
- (4)遊漁区域
- (5)遊漁料の額
- (6)注意事項
- (7)発行者名

2 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁するときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 2 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他のものの迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 オオクチバスを生体のまま芦ノ湖漁場から持ち出してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(1)氏名

(2)有効期間

(3)発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはないものとする。

附則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。

湯河原観光漁業協同組合

内共第 6 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

湯河原観光漁業協同組合

湯河原観光漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は湯河原観光漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権にかかる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物、あゆ、やまめの採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場内区域で釣竿の遊具、漁法によって遊漁しようとするものは、あらかじめ第7条第1項又は第2項の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ・ウ欄に掲げる漁具、漁法でなければならない。

ア. 魚種	イ. 漁具	ウ. 漁法
あゆ	竿釣	友釣、毛針釣
やまめ	竿釣	エサ釣、毛針釣

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
あゆ	6月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで

2. 遊漁時間は毎日日の出1時間前より日没1時間後までとする。
3. 第1項の公示は神奈川新聞紙上に公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる区域において同表の期間中は、稚あゆ放流のため遊漁してはならない。

区 域	期 間
千歳川藤木川の全川 但し日金沢を除く	4月1日から5月31日までの期間内で組合が定め公示する日から5月31日まで

2. 前項の公示は神奈川新聞紙上に公示するものとする。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア.魚種	イ.体長
やまめ	12cm以下(約4寸)

(遊漁料金の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法により遊漁するものは、組合指定の販売店において納付するとき(店売り)、又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	期間		遊漁料
あゆ・やまめ共通	1日	店売り	800円
		現場売り	1,000円
	2日	店売り	1,200円
	1年		6,500円

2. 次表のア欄に掲げる者は遊漁料は前項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア.区分	イ.料金
未就学の児童及び小学生	無料
身体障害者(身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者)	1/2
中学生	前項の内1日券及び2日券については1/2、年券については1/4に相当する額

3. 組合指定販売所

千歳川案内所 湯河原町土肥2-21-37
(社)湯河原温泉観光協会 湯河原町宮上566

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条に基づく遊漁料の納付を受けたときは、下記の内容を満たす遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
2. 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 2. 遊漁者は遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
 - 3. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
 - 4. 遊漁者は遊漁規則の遵守並びに資源保護については、特に注意しなければならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことがある。
- 2. 漁場監視員は、下記の内容を満たす漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

- 1. この規則は令和5年9月1日から施行する